二　第四項の規定により提出された申請書（第五項の添付書類を含む。）、第一項第四号ホ若しくはヘに規定する書類、第十二項の規定により提出された書類又は第一項第五号イからホまでに掲げる書類に虚偽の記載があつた場合
三　第十一項の規定に違反して同項の寄附者名簿を保存しなかつた場合
四　第一号に規定する認定後に、特定非営利活動促進法第二十九条第一項の規定により提出すべき同項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等を所轄庁へ提出しなかつた場合

第三十九条の二十三の二を削る。

第三十九条の二十七第七項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第九項中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号」に、「これらの規定」及び「法第六十七条の四第六項第二号及び第三号」を「同号」に、「、法第六十八条の百二第四項」を「、同項」に改め、同条第十項第三号及び第四号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第十四項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十五項中「これらの規定に規定する適格分社型分割等」を「同条第三項（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は同条第五項に規定する適格分割若しくは適格現物出資」に改める。

第三十九条の二十九第一項中「第二十二条第一項第二号イ」を「第二十二条第二項第二号イ」に改める。

第三十九条の三十一第四項中「、法」を「並びに法」に、「、第五十九条第一項及び第二項並びに第六十二条第二項」を「、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合における同項、第六十二条第二項並びに第六十二条の五第二項及び第五項」に、「第百十二条第十項」に、「第六十二条第二項の」を「第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合における同項、第六十二条第二項並びに第六十二条の五第二項の」に改め、同条第五項第二号イ中「第九条第一項第一号イからハまで、ホ及びヘ」を「第九条第一項第一号イからニまで、ヘ及びト」に、「同号チ」を「同号リ及びル」に改め、同号ロ中「同号リ」の下に「及びル」を加え、同条第六項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第二号中「又は適格分割型分割」を削り、「又は分割法人の適格合併等前事業年度等」を「の適格合併前事業年度等」に改め、同項第三号中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十項中「適格分割型分割又は適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十三項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十四項第一号中「又は適格分割型分割」及び「又は分割法人」を削り、「適格合併等前事業年度等」を「適格分割等　当該適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「適格分社型分割等　当該適格分社型分割等」を「適格分割等　当該適格分割等前事業年度等」を「適格分割等の」に改める。

第三十九条の三十二第一項中「第五十九条第一項及び第二項並びに第六十二条第二項」を「第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合における同項、第六十二条第二項並びに第六十二条の五第二項及び第五項」に、「第百十二条第十項」に、「第六十二条第二項の」を「第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合における同項、第六十二条第二項並びに第六十二条の五第二項の」に改め、同条第二項第二号イ中「第九条第一項第一号イからハまで、ホ及びヘ」を「第九条第一項第一号イからニまで、ヘ及びト」に、「同号チ」を「同号リ及びル」に改め、同号ロ中「同号リ」の下に「及びル」を加え、同条第三項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第二号中「又は適格分割型分割」を削り、「又は分割法人の適格合併等前事業年度等」を「の適格合併前事業年度等」に改め、同項第三号中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第一号中「又は適格分割型分割」及び「又は分割法人」を削り、「適格合併等前事業年度等」を「適格分割等　当該適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「適格分社型分割等前事業年度等」を「適格分割等前事業年度等」に改める。

第三十九条の三十二の二第二項第一号中「以下この条」を「第七項」に改め、同条第三項中「発行をする特定社債又は優先出資」を「発行をする優先出資」に、「同じ。）の」を「同じ。）又は基準特定出資（同号ハに規定する基準特定出資をいう。以下この項において同じ。）の」に、「募集される特定社債又は優先出資の」を「募集又は同号ハに規定する割当て若しくは募集がされる優先出資又は基準特定出資の」に改め、同条第八項第一号中「第六十七条の十四第一項第二号イ」を「第六十七条の十四第一項第一号ハ」に、「同号ハ」を「同項第二号ハ」に改める。

第三十九条の三十三の三を次のように改める。

（特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者の判定等）

第三十九条の三十三の三　法第六十七条の十七第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等（以下この項において「特定振替社債等」という。）の利子又は同条第二項に規定する償還差益（以下この項において「償還差益」という。）の支払を受ける者が当該特定振替社債等の発行をする者の同条第二項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該特定振替社債等の利子にあつてはその計算期間ごとに当該計算期間に対応する利子について当該発行をする者の当該計算期間の初日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該特定振替社債等の償還差益にあつては当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

2　法第六十七条の十七第三項の場合において、同項に規定する民間国外債（以下この項において「民間国外債」という。）の利子又は同条第三項に規定する発行差金（以下この項において「発行差金」という。）の支払を受ける者が当該民間国外債の発行をする者の同条第三項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該民間国外債の利子にあつてはその支払を受ける利子ごとに当該発行をする者の当該利子の支払の日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとし、当該民間国外債の発行差金にあつては当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該民間国外債を取得した日を含む事業年度開始の時の現況により行うものとする。

3　法第六十七条の十七第四項に規定する政令で定める償還差益は、次に掲げる償還差益とする。

一　法人税法第四十一条第一号に掲げる外国法人の発行する法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（以下この項において「割引債」という。）の同条第七項に規定する償還差益（以下この項において「償還差益」という。）のうち、当該償還差益の金額に当該割引債に係る第二十六条の九の二第一項第一号に規定する割合を乗じて計算した金額に相当するもの

二　法人税法第四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人の発行する割引債の償還差益のうち、当該償還差益の金額に当該割引債に係る第二十六条の九の二第一項第二号に規定する割合を乗じて計算した金額に相当するもの

4　法第六十七条の十七第六項に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　法第六十七条の十七第六項に規定する特定短期社債（次号及び第七項において「特定短期社債」という。）の発行をする者と他の者との間にいずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

二　特定短期社債の発行をする者と他の者との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該発行をする者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者